

専決処分事項の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記の件を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 16 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

記

国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記事項を専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

国 立 市 長                      濱 崎 真 也

記

### 国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

国立市市税賦課徴収条例（昭和29年6月国立市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第74条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「または」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「または」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第80条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第74条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

附則第11条の2第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第17項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第18項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第19項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第11条の3中第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第18条の10中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の国立市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第74条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第18条の10の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。